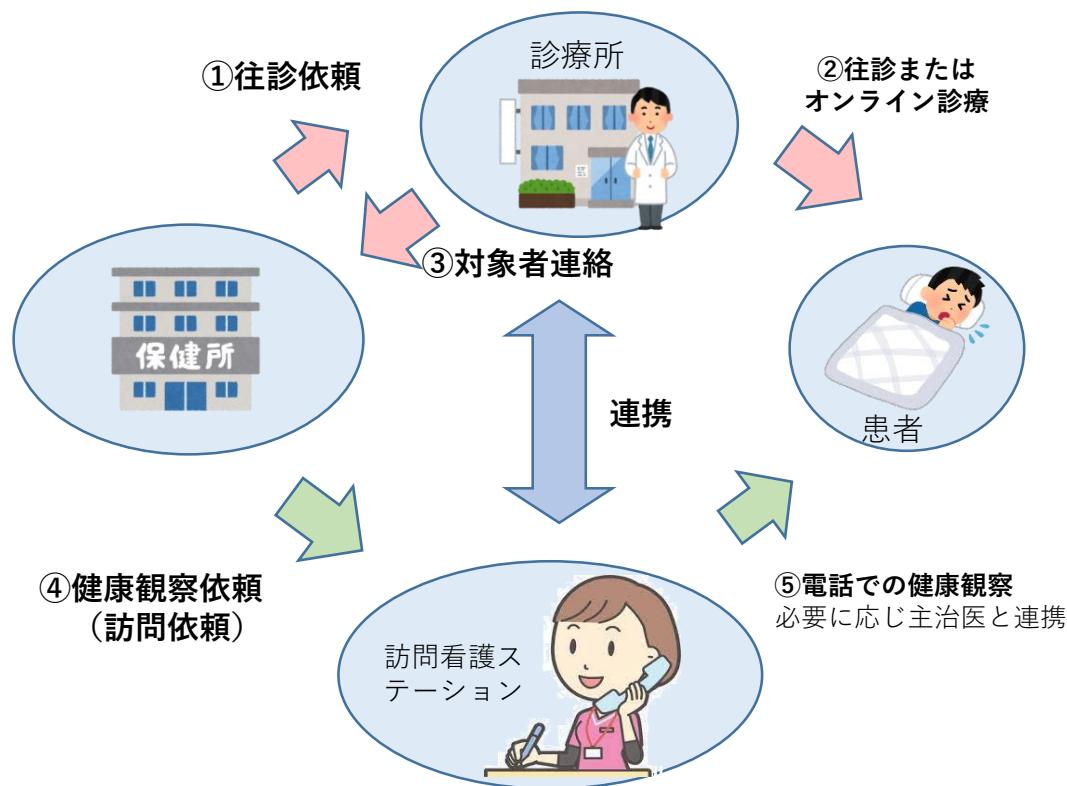


自宅療養者等への対応の強化

新規感染者の増加に伴い自宅療養者が急増し、すぐに入院することが困難な状況であることから、訪問看護師による健康観察や携帯用酸素ポンベの貸与、回復者・軽症者の病院または自宅への移送等の対応を強化しました。

■ 自宅療養者への訪問看護師による健康観察等

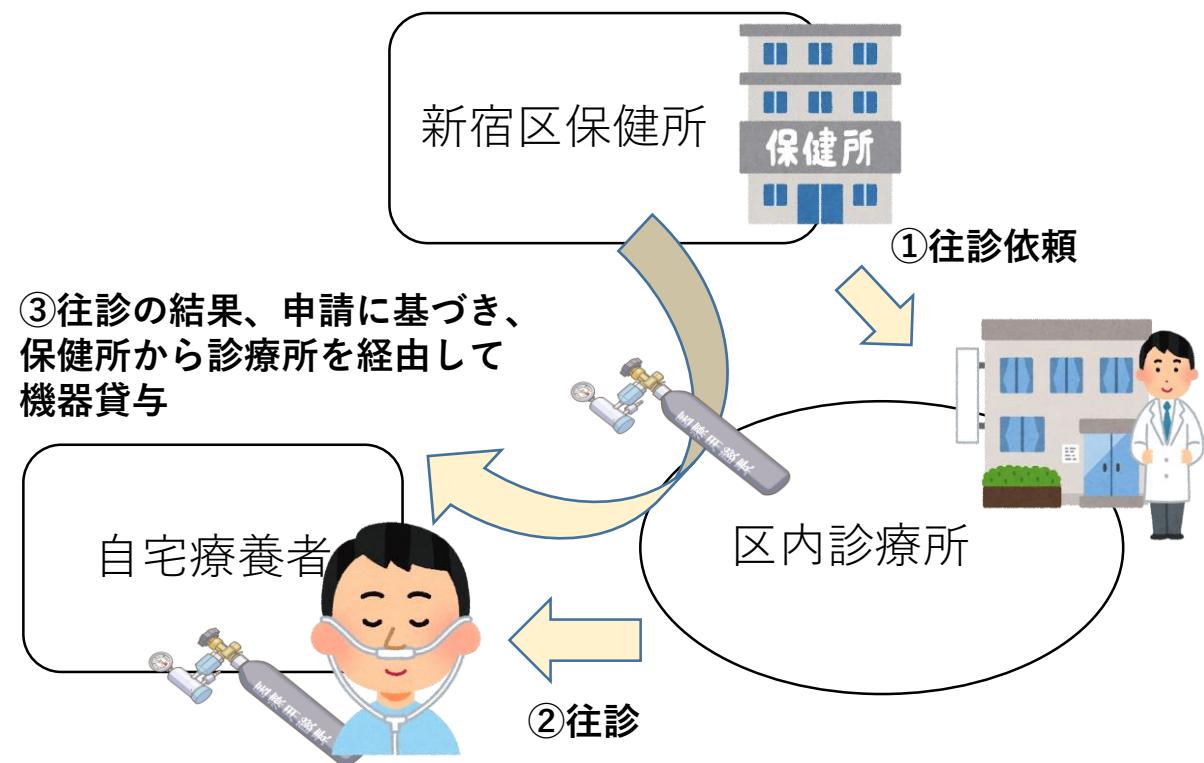
- 【概要】 自宅療養者が安心して療養・入院待機できるよう、区内訪問看護ステーションに電話による日々の健康観察業務を委託し、症状が悪化した場合等に速やかに医療に繋ぐ体制を構築する。
- 【期間】 令和3年8月20日～令和4年3月31日
- 【委託先】 区内訪問看護ステーション 現在16か所



※訪問による健康観察については「東京都自宅療養者等への訪問看護業務委託」で実地

■ 携帯用酸素ポンベの貸与

- 【概要】 自宅療養者の病状が悪化し、入院までに時間を要する場合、一時的に携帯用酸素ポンベを貸与し、重篤な状態を防ぐ。
- 【期間】 令和3年8月20日～令和4年3月31日
- 【台数】 50台



■ 回復者・軽症者の病院または自宅への移送

- 【概要】 区が患者搬送用車両を賃借し、回復者・軽症者の病院又は自宅への移送を行う。
- 【対象】 ・回復者（症状が一定程度軽快した入院患者）の病院から自宅等への移送
・重症化リスクのある自宅療養者（軽症者）に治療を実施するため、病院と自宅等の往復の移送
- 【期間】 令和3年8月29日～令和4年3月31日
- 【車両】 区が手配する患者搬送用車両